

生駒市福祉センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 生駒市福祉センターの管理運営を効率的、かつ、効果的に行うため指定管理者候補者を選定するにあたり、必要な事項を審査するため、生駒市プロポーザル審査委員会条例(平成 24 年 10 月条例第 35 号)に基づき、生駒市福祉センター指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、生駒市福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定に関する事項その他必要な事項を所掌するものとする。

(委員)

第 3 条 委員は、市長が委嘱する専門的知識を有する者及び市長が指名した職員とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は互選とし、副委員長は委員長の指名によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が支障がないと認めるときは、公開することができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、会議に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

2 この要綱は、市長が指定管理者の指定を行った日に、その効力を失う。